

日進市エネルギー価格高騰対策設備投資補助金
交付申請マニュアル

令和5年6月
(日進市)

第 I 部 交付申請の要件及び支給額

エネルギー価格高騰に直面する市内で事業活動を営む中小企業者（個人事業主を含む）の省エネ対策を促進するとともに事業者を支援するため、市内に本社又は事業所を置く中小企業者に対し、省エネルギー設備に更新又は新設する費用を補助します。

1 補助金について

市内の事業所に設置された既存設備の対象設備への更新又は対象設備の新設に係る下記の対象経費に対し、**1事業者当たり500万円を上限**に交付します。

(1) 対象設備

以下(ア)～(エ)の設備のうち、所定の交付要件を満たすものが対象となります。

(ア) 指定ユーティリティ設備

経済産業省が行う「令和4年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金 ((C) 指定設備導入事業)」及び「令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 ((C) 指定設備導入事業)」において、経済産業省が指定する団体が当該団体のホームページ等で型番を公表している以下の設備

高効率空調、業務用給湯器、高性能ボイラ、高効率コージェネレーション、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モータ、産業ヒートポンプ

令和4年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業補助対象設備一覧
<https://sii.or.jp/cutback04/search/>



令和4年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業補助対象設備一覧
<https://sii.or.jp/shitei04r/search/>



(イ) 家庭用省エネ設備

エアコン、電気冷蔵庫のうち、多段階評価点が2.0以上であるもの

※多段階評価点の確認の仕方（二通り）

家電量販店等で家電ごとに貼られている「統一省エネラベル」で確認

多段階評価点



資源エネルギー庁が提供する「省エネ型製品情報サイト」でも、メーカー名、製品名で検索すると、多段階評価点を調べることができます。

<https://seihinjyoho.go.jp/>



(ウ) LED照明器具

屋内に固定して使用するもの（コンセント式、電池式等の容易に持ち運ぶことができるものを除く。）であって、国補助事業において執行団体がホームページ等で型番を公表している調光制御設備、制御機能付きLED照明器具、その他のLED照明器具※（ランプ別売りの照明器具を除く。）

※取付工事が不要なLED電球、蛍光灯型のLED照明も対象となります。

ただし、蛍光灯、白熱灯等からの交換の場合に限ります。

(エ) その他、省エネ効率の高い機器

以下のPDFファイルに掲載されている機器

https://sii.or.jp/shitei04r/uploads/kouseinou_setsubi.pdf



<交付要件>

- 兼用設備（事業活動以外の用途でも使用する設備又は補助対象設備を設置する事業所以外の事業所でも使用する設備）、将来用設備又は予備設備でないこと。
- 補助対象事業者が購入し、所有し、使用すること。
- 自社で製造する製品でないこと。

(2) 対象事業

市内の事業所に設置された既存設備を補助対象設備に更新又は新設する事業であって、次の要件を全て満たすものが対象となります。

- LED照明器具に更新する事業にあつては、蛍光灯、白熱灯等のLED照明器具以外からLED照明器具に更新する事業であること。
- 新たに事業活動を開始する新築又は新設の事業所に新たな設備を導入することを目的とした事業でないこと。
- 専ら居住を目的とした居室における設備の更新等を目的とした事業でないこと。
※壁等の移動式でない間仕切り等により、明確に事業用区画と居住用区画とが区切られており、事業用区画以外の区画への効果等を及ぼさないこと。
- 発電設備を新たに導入する場合にあつては、売電を目的とした事業でないこと。
- 売電する事業所であつて発電設備を更新する場合にあつては、売電量が増加する事業でないこと。
- 令和6年2月20日までに完了する事業であること。

(3) 対象経費

以下の対象経費（消費税及び地方消費税は除きます。）の3分の2相当額（千円未満切り捨て）又は500万円のいずれか低い額を交付します。

- 補助対象設備本体のほか、補助対象設備の導入に必要な附属機器の購入に要する費用
- 省エネルギーのために実施する既存の設備の改修に要する費用
- 補助対象設備の導入又は既存の設備を改修するのに必要な設計に要する費用
- 補助対象設備等の運搬に要する費用

- 補助対象設備の導入又は既存の設備を改修するのに必要な工事に要する費用（既存設備の撤去又は現状を補強する工事が必要な場合は、その工事を含む。）

※国又は地方公共団体等から上記の対象経費を対象とする補助金等の交付を受ける場合は、補助対象事業に要する経費から当該補助金等の額を差し引いた額を対象経費とします。

本補助金の交付申請は、1事業者あたり1回に限ります。

2 交付申請の対象となる事業者

本補助金の対象となる事業者は、以下（１）から（５）のすべてに該当することが必要です。

- （１）中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者、個人事業者であること。

【中小企業者（中小企業庁WEBサイトより抜粋）】

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

※詳細は以下の中小企業庁のホームページ等でご確認ください。

（中小企業・小規模企業者の定義）

<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>



（FAQ「中小企業の定義について」）

※業種分類についてはQ4を参考にしてください。

https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.html



- （２）日進市内に所在する事業所において、補助金の交付申請時点から遡って1年以上日進市内で事業を営んでいること。
 ※市外に本店等のある法人や、市外に住民登録のある個人事業者も対象とします。
- （３）市町村民税の滞納又は未申告がないこと。
- （４）日進市内に所在する事業所において、申請日及び交付日時点で倒産・廃業しておらず、今後も事業を継続する予定であること。

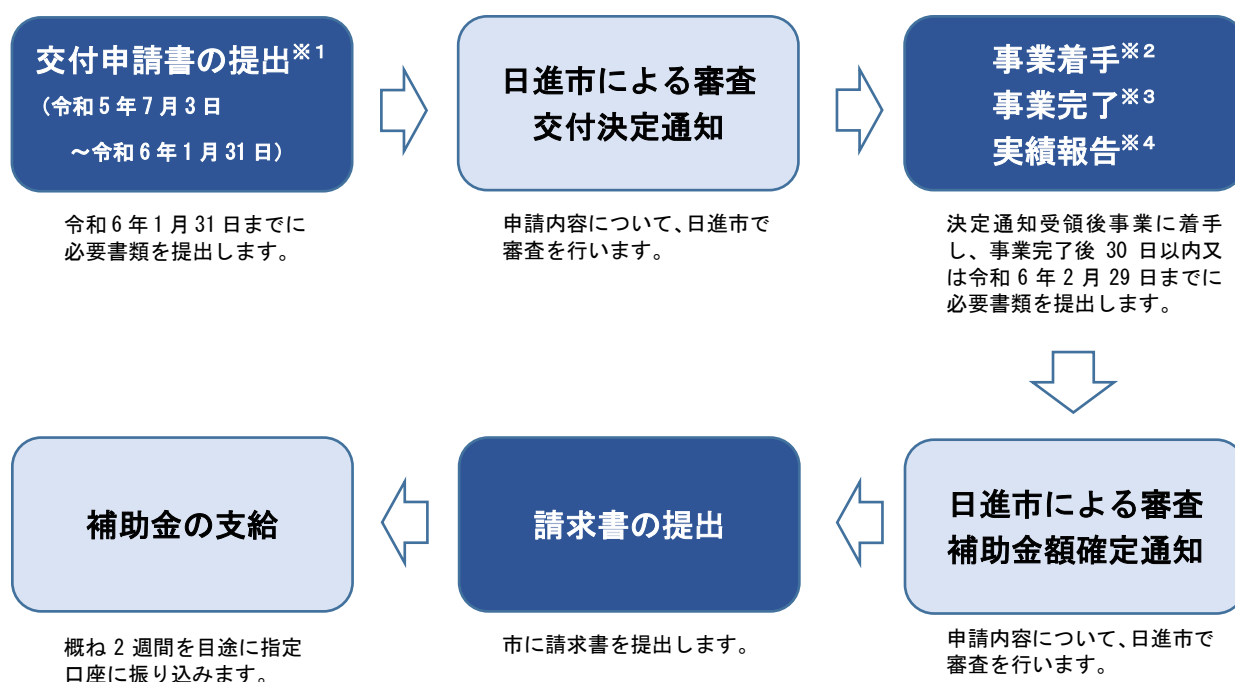
(5) 誓約書に記載されている事項を誓約すること。

「日進市エネルギー価格高騰対策設備投資補助金交付申請に関する誓約書」(第3号様式)に記載されている事項を誓約することが必要です。

第Ⅱ部 交付申請の手続き

1 交付申請の手続きの流れ

本補助金の受給手続きは、おおむね次のような流れとなります。



※1

- 見積書等添付書類が必要となります。詳細は6ページ以降を参照してください。

※2

- 事業着手とは、補助対象事業の契約をいい、契約書がある場合は契約書に記載された契約締結日が、契約書がない場合は発注書等に記載された発注日等が事業着手(契約)日となります。
- 事業着手(契約)は、原則、交付決定の日の翌日以降しか行うことができません。
- 令和5年4月1日から令和5年7月3日までに契約した補助対象事業は、交付決定の日の翌日を契約日とみなします。
- 日進市エネルギー価格高騰対策設備投資補助金事業事前着手届(第14号様式)を提出した場合は、交付決定前に事業に着手することができます。
ただし、補助金の交付対象となることを保証するものではありません。

※3

- 事業完了とは、補助事業の実施及び全ての支払が完了することをいいます。
- 令和6年2月20日までに事業を完了してください。

※4

- 補助事業が完了したときから起算して30日を経過した日又は令和6年2月29日のいずれか早い期日までに実績報告に係る必要書類を提出してください。

2 交付申請受付期間

令和5年7月3日（月）～令和6年1月31日（水）（必着）

3 申請方法

申請に必要な書類一式を、以下の申請先に持参又は郵送、もしくはあいち電子申請システムを利用し、電子申請して下さい。

- ※（ア）指定ユーティリティ設備、（エ）その他、省エネ効率の高い機器の導入申請をされる場合は、申請受付時に内容について聞き取りを行う場合がありますので、原則窓口持参での申請をお願いします。申請に関する事前のお問い合わせについては、9ページの「8 お問い合わせ先」までご連絡ください。

書類の申請先（令和5年7月3日～令和6年1月31日）

〒470-0192

日進市役所 産業振興課 商工新ビジネス係（北庁舎2階）

窓口受付時間 祝日及び年末年始を除く平日 午前8時30分～午後5時

※郵送の場合は、切手を貼付の上、表面には「設備投資補助金」と記載し、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※郵送の場合の宛名の住所は記載不要です。

4 申請に必要な書類

（1）法人用

項目	書類
1	日進市エネルギー価格高騰対策設備投資補助金交付申請書【第1号様式】
2	見積書（複数の業者に見積りを依頼した場合は、最低価格の見積書を提出してください。）
3	補助対象経費明細書【第2号様式】
4	誓約書【第3号様式】※代表者の署名又は代表者印を押印してください。
5	役員一覧表【第4号様式】
6	補助対象事業等の内容を確認できる資料（企業の概要書、位置図、平面図、配置図等）
7	更新前の設備等の設置状況又は新設の際の設置場所が確認できる写真等
8	履歴事項全部証明書の写し（3か月以内に発行されたもの）
9	市町村民税の滞納又は未申告がないことが分かる書類の写し（3か月以内に発行されたもの。）
10	設置する設備の機能等がわかるカタログ、パンフレット等の写し

1 1	委任状【第5号様式又はそれと同等の内容を記載した任意の様式】（申請者が本人以外に申請を委任する場合）※実印又は法人印を押印してください。
1 2	国又は地方公共団体等から補助対象経費を対象とする補助金等の交付を受ける場合は、その交付額がわかる書類の写し
1 3	日進市エネルギー価格高騰対策設備投資補助金交付申請チェックリスト（法人用）
※	事業事前着手届【第14号様式】（やむを得ず交付決定前に事業に着手する必要がある場合。補助金の交付対象となることを保証するものではありません。）

(2) 個人事業者用

項目	書類
1	日進市エネルギー価格高騰対策設備投資補助金交付申請書【第1号様式】
2	見積書（複数の業者に見積りを依頼した場合は、最低価格の見積書を提出してください。）
3	補助対象経費明細書【第2号様式】
4	誓約書【第3号様式】※署名又は実印を押印してください。
5	補助対象事業等の内容を確認できる資料（企業の概要書、位置図、平面図、配置図等）
6	更新前の設備等の設置状況又は新設の際の設置場所が確認できる写真等
7	開業日がわかる書類の写し 確定申告書の写し 所得税青色申告決算書の写し（青色申告者） 収支内訳書の写し（白色申告者）
8	市町村民税の滞納又は未申告がないことが分かる書類の写し（3か月以内に発行されたもの。）
9	設置する設備の機能等がわかるカタログ、パンフレット等の写し
1 0	委任状【第5号様式又はそれと同等の内容を記載した任意の様式】（申請者が本人以外に申請を委任する場合）※実印を押印してください。
1 1	国又は地方公共団体等から補助対象経費を対象とする補助金等の交付を受ける場合は、その交付額がわかる書類の写し
1 2	日進市エネルギー価格高騰対策設備投資補助金交付申請チェックリスト（個人事業者用）
※	事業事前着手届【第14号様式】（やむを得ず交付決定前に事業に着手する必要がある場合。補助金の交付対象となることを保証するものではありません。）

【留意事項】

本補助金の交付を申請しようとする事業者は、申請に必要な書類を整備提出すると共に、追加の提出を求められた場合には、速やかに追加提出する必要があります。

なお、提出した書類の控えは、補助金の交付を受けた日の属する年度終了後5年間保存しなければなりません。

○申請書等の様式は、日進市のホームページ
 (<https://www.city.nisshin.lg.jp/department/sangyoseisaku/sangyo/6/2/4/14485.html>)からダウンロードすることができます。



○提出時には必ず控えをとり各自保管してください。
 一度提出された書類は返却しません。

5 変更申請等

交付決定を受けた後に補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、変更・廃止（中止）申請書を提出してください。交付決定時の申請内容から変更がある場合（例：設置する設備の追加、国等からの補助金の交付決定があった等）は、必ず市に相談してください。

内容変更時に必要な書類

項目	書類
1	日進市エネルギー価格高騰対策設備投資補助事業変更・廃止（中止）申請書【第8号様式】
2	見積書
3	補助対象経費明細書【第2号様式】
4	補助対象事業等の内容を確認できる資料（企業の概要書、位置図、平面図、配置図等）
5	更新前の設備等の設置状況又は新設の際の設置場所が確認できる写真等
6	設置する設備の機能等がわかるカタログ、パンフレット等の写し

6 支給方法

事業完了後に実績報告書を提出してください。日進市による審査完了後、適当と認められる場合、申請者に対して補助金の確定金額を通知し、通知の受領後に提出いただく請求書に記載の指定口座に補助金を振り込みます。

なお、申請内容が不相当と認められる場合は、申請者に対しその旨通知します。

実績報告に必要な書類

項目	書類
1	日進市エネルギー価格高騰対策設備投資補助金実績報告書【第10号様式】
2	設置した設備等の設置状況が確認できる写真等
3	契約書等発注したことを証する書類等の写し（契約書、発注書、請求書等）
4	領収書等支払いしたことを証する書類等の写し（領収書、通帳の写し等）
5	補助対象経費明細書【第2号様式】

7 その他

交付決定事業者が虚偽申請、その他不正な手段（転売目的の申請等）により補助金の支給を受けた場合は 補助金を返還しなければなりません。

8 お問い合わせ先

日進市産業政策部 産業振興課 商工新ビジネス係

電話番号：0561-76-7366 (ダイヤルイン)

対応時間：平日 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

“振り込め詐欺” “個人・企業情報の搾取” にご注意ください。

- 日進市職員が補助金等の受け取りのために ATM での操作手続きを行うよう連絡することは、絶対にありません。
- 「手続きは本日中」などと急がされても、不審な電話は一度切って、家族や警察、消費生活センターに相談しましょう。
- 市役所等に確認する場合は、電話するように伝えられた電話番号にかけるのではなく、必ず自分で改めて調べなおしてください。